

災害救援活動マニュアル



公益社団法人長野県介護福祉士会

平成 28 年 11 月

長野県介護福祉士会 災害救援活動マニュアル

1 目的

長野県介護福祉士会として、長野県内・外の災害発生時にその専門性を生かした救援及び支援活動を迅速に行うことを目的とする。

2 内容

長野県介護福祉士会による救援・支援活動は、以下のとおりとする。

- (1) 長野県内で災害が発生した場合には、長野県災害対策本部及び被災地支部長の情報に基づき、長野県社会福祉協議会及び被災地の災害対策本部等と連携して、救援活動の企画・調整・実施に、その専門性を発揮するように努め協力する。
また、必要に応じて日本介護福祉士会及び関東・甲信越ブロック長に、協力・要請を行なう。
- (2) 被災地の福祉施設や避難所・仮設住宅等における要援護者に対し、介護を中心とした福祉的な支援を行なう。
- (3) 長野県外で災害が発生した場合には、日本介護福祉士会が行う、被災地への支援活動計画に基づき対応するとともに、必要に応じて関東・甲信越ブロック長と連携して、被災地の都道府県介護福祉士会と連絡を取り、救援・支援活動を行なう。

3 救援活動までの手順

(1) 災害救援ボランティア登録

ア 「長野県介護福祉士会災害救援ボランティア登録票」(別紙1)の提出により、発災時に活動可能な会員を把握する。

イ 登録票は、支部長へ提出する。支部長はブロックごとの登録者名簿(別紙2)を作成し、事務局に提出する。(登録者台帳の管理は厳格に行い、救援活動の目的以外には使用しない。)

ウ 登録した会員は、登録内容に変更や登録の削除などがあった場合は、直ちに事務局へ届け出る。事務局は、支部長にその内容を伝達する。

(2) 災害発生時の動き(組織図参照)

ア 会長・副会長

- ・発災後、緊急役員会議を招集し協議する。
- ・会長を本部長とする「長野県介護福祉士会災害救援対策本部」(以下本部と略す)を設置する。
- ・長野県災害対策本部及び被災地支部長の情報に基づき長野県社会福祉協議会及び被災地の災害対策本部等と連携して、介護福祉士としての専門性を必要としている救援・支援活動について確認する。

- ・被災地の支部長と連携を図り、現地のニーズに対応する活動方針を決定し、迅速に各支部長へ伝達する。

イ 事務局

- ・被災地の最新情報を確認し、本部へ報告する。
- ・本部の活動方針に基づき支部長と連携を図り、登録者名簿から活動可能な会員に連絡をとって活動内容を説明し、協力を依頼する。また、先遣隊として活動できる会員を確認し本部に報告する。
- ・本部の指示により、先遣隊として活動できる会員に対し被災地の視察及び救援・支援活動を依頼する。

ウ 登録会員

- ・先遣隊となった会員は、本部の指示に従い被災地にて救援・支援活動を行うとともに現地の状況を本部に報告する。
- ・他の登録会員は、事務局及び支部長からの連絡を待ち、依頼があった場合は活動可能な日程の範囲内で被災地における救援・支援活動を行う。

エ 会員

本部から要請があった場合は、長野県介護福祉士会の方針と受け止めてできる限りの協力をする。

(3) 救援活動時の役割

ア 本部

- ・長野県災害対策本部、長野県社会福祉協議会、被災地の対策本部、被災地の支部長と連絡を取り、活動開始、または終了を決定する。
- ・被災地の被害状況、ニーズ、被災地までのアクセス（通行許可手続き）などを把握し、迅速な救援・支援活動ができるよう配慮する。
- ・活動が長期化しそうな場合は、登録会員の負担を考慮し、原則1週間を限度とし、引継ぎを行ったうえで交替できる体制を整える。

イ 事務局

- ・実際にボランティア活動を行う会員を把握し、保険の加入手続きを行う。
- ・先遣隊及び派遣活動会員と連絡を取り合い、本部とのパイプ役を担う。
- ・活動会員の相談窓口となり、救援・支援活動をサポートする。

ウ 派遣活動会員

- ・リーダーを決める。リーダーは先遣隊と連絡を取り、活動内容を確認して他の会員に伝え、救援・支援活動を開始する。
- ・1日の活動内容を「長野県介護福祉士会災害救援ボランティア活動報告書」（別紙3）に記録する。申し送りを徹底し、スムーズに活動が継続できるよう配慮する。
- ・日本介護福祉士会が作成した、「介護福祉士災害支援ボランティアマニュアル」を参考に円滑な救援・支援活動に努める。

・必要な物資等がある場合は、事務局に協議する。

4 活動先での留意事項

- (1) 活動内容については、被災地の担当者と充分話し合いをして確認する。
- (2) 安全性の確保をする。
- (3) 無理な活動はしないようにする。
- (4) 適宜、休憩をとる。(昼食も含め)
- (5) トラブルが発生した場合は、事務局へ連絡する。

5 ボランティア保険

長野県介護福祉士会で、派遣活動会員に対して、全国社会福祉協議会のボランティア活動保険に加入する。(事務局にて手続きを行う。)

対 象：長野県介護福祉士会から派遣され、事務局でメンバー登録した会員

保険金額：1名あたり

死亡・後遺障害 12,000,000円

入院日額 6,500円

通院日額 4,000円

6 活動経費

- (1) 交通・宿泊費は、長野県介護福祉士会旅費支給規程に基づき、長野県介護福祉士会が支給する。
- (2) 支援に必要な物資等については、その都度検討し支給する。

7 その他

ボランティア活動は自発的な行為であるため、会員に対して強制的な派遣や募金等の依頼はしない。

8 このマニュアルは、平成28年11月27日から適用する。

別紙 1

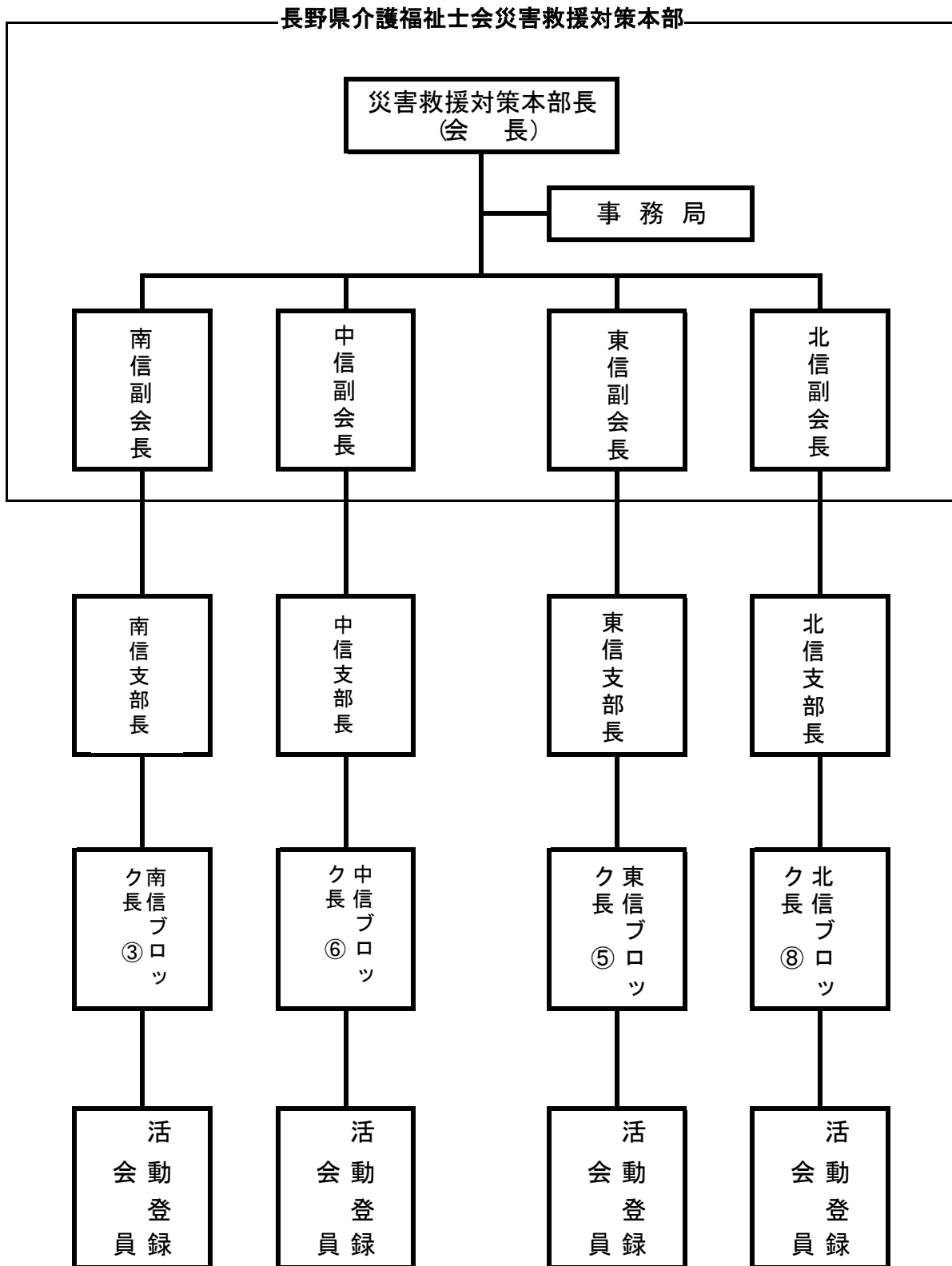
長野県介護福祉士会災害救援ボランティア登録票			
氏 名	生年月日（西暦）	会員番号	
自宅住所	〒 ー		
自宅電話番号			
携帯電話番号			
緊急連絡先電話番号			自宅電話番号と同じ場合は記入不要です。
Eメールアドレス			
勤務先			
勤務先電話番号			
交通費等振込先	銀行	支店	
	普通	口座番号	
通 信 欄	<p>活動可能日等をご記入下さい。</p> <p>県外派遣が必要な際の可否 可能 ・ 不可能</p> <p>宿泊を伴う派遣の可否 可能 ・ 不可能</p> <p>活動可能日</p> <p>その他</p>		

長野県介護福祉士会災害救援ボランティア登録者名簿

会員番号	氏名	生年月日	自宅住所	自宅電話 携帯電話	緊急連絡先	Eメールアドレ ス	勤務先	勤務先電話	県外派遣		宿泊を伴う派遣		活動可能日	備考
									可能	不可能	可能	不可能		

長野県介護福祉士会災害救援ボランティア活動報告書	
氏名 (会員番号)	(会員番号)
活動メンバー	リーダー名()
活動日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
活動場所	
活動内容	
引継ぎ事項	
感想・意見	
事務局記入欄	

長野県介護福祉士会災害救援活動組織図



(注) ブロックの丸数字は、ブロック数を記載